

令和 7 年度「なはまぐろ上位ブランド」構築に向けた検証事業 業務委託仕様書

1. 業務名

令和 7 年度「なはまぐろ上位ブランド」構築に向けた検証事業

2. 業務目的

令和 4 年度的那覇市水産業振興協議会において、消費促進のため「なはまぐろ」ブランドの強みを再認識するよう意見が出されたことを受け、令和 4 年度には事業者や市民へのブランド認識調査、事業環境の整理及び成功要因の分析等を実施した。その結果として、「地域ブランド」として市民等に広く愛される「ブランド」と「鮮度感」を軸にした差別化基準を新たに設け、「上位ブランド」を確立することで高付加価値化を目指す方向性が示された。

この結果を踏まえ、令和 5 年度には「なはまぐろ」の認知度向上及び消費拡大の取組と、「上位ブランド」確立に関する項目から構成される「なはまぐろ」ブランド戦略（以下「戦略」という。）を策定した。戦略の中で重点的に取り組むべき「上位ブランド」については、新たな試みとして実施することから、中長期的な計画のもとでブランドを構築する必要がある。

そこで、戦略に基づき令和 6 年度から検証事業に着手し、「なはまぐろブランド協議会設立準備チーム」（以下「設立準備チーム」という。）の立ち上げ、手始めにメバチマグロの上位ブランド基準（案）の確認及び妥当性、認証・運営体制（案）の実現性を検証した。また、漁業者や仲卸事業者、外部有識者等と連携し、「上位ブランド構築」構築に向けた一連フローを検証した。

令和 7 年度では、前述で設定したメバチマグロの上位ブランド基準及び運用フローを参考に、「上位ブランド」となり得る可能性がある本マグロとキハダマグロの 2 種類を追加検証したうえで、「なはまぐろ上位ブランド」構築におけるステークホルダーである漁業者や仲卸事業者、想定販売者に消費者を加えた一連フローの検証を行う。さらに、想定販売者や消費者に対してのアンケート調査等を通じた効果検証も実施したうえで、令和 8 年度の実施を目指す「なはまぐろ上位ブランド流通実証戦略」（以下「流通実証戦略」という。）を策定する。

「なはまぐろ上位ブランド」構築による本格的な運用は、関係する様々なステークホルダーが切望するものであり、一体となって連携した取組を継続することで、改善点等のブラッシュアップにつながり、「なはまぐろ上位ブランド」の流通の実現により、漁業者の所得向上、水産関係団体の収益向上、ひいては本市水産業の振興発展に寄与するものである。

3. 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 27 日まで

4. 業務内容

以下の業務を実施する。

(1) 設立準備チーム運営業務

「設立準備チーム」においては、10 回程度の協議会を開催し、ブランド基準や運用体制、検証業務の方向性及び進捗確認等について協議するものとする。また、協議会開催にあたっては、会場及び委員の日程確保、開催通知送付、協議会資料や会議録作成等を含む運営及び管理を行うこととする。なお、委員報酬については、令和 6 年度同事業を参考に約 5,000 円（回）程度とし、検査員報酬についても 1 回あたり約 5,000 円程度とする。

※ 10 回程度協議会：市と協議した上で年間計画を立て、必要に応じて臨時協議会を開催するものとする。

(2) 流通実証戦略策定業務

流通実証戦略策定に際しては、水産物を含む特産品等のブランド化に関するノウハウや知見、実績等を有する総合的なアドバイザーを選任し、「なはまぐろ上位ブランド」の構築に向けた、コンセプト、プロモーション及び名称の決定について、指導及び助言を受けられる体制を整備すること。なお、アドバイザー選任にあたっては、選定理由等を含め、市と協議のうえ決定するものとする。

① 上位ブランド名の決定

ア ターゲット層の明確化

誰に届けるか。上位ブランドのターゲット層を明確にする。

イ コンセプト、キャッチコピーの設定

アのターゲット層を踏まえた上位ブランドのコンセプト、キャッチコピーを設定する。

ウ 上位ブランド名の決定

ア及びイを踏まえるとともに、市民、県民、観光客に受け入れ、なはまぐろの上位ブランドとして長く愛される上位ブランド名の候補を選定する。

エ 種類（メバチ、クロ、キハダ）ごとのキャッチコピーの整理

必要に応じ、種類ごとの特徴を踏まえた、キャッチコピーを設定する

② マーケティング戦略の策定

ア 流通方法の整理

ターゲット層の需要に対応した取り扱い店舗、流通方法等を整理する。

イ パッケージデザイン

一目で上位ブランドであることが分かるパッケージデザインを開発する。ロゴやシンボルマークの作成、キャッチコピーの設定などを通じて、上位ブランドの認知度を向上させる。

ウ パンフレット、チラシ等デザイン制作

取扱店舗及び消費者を対象に上位ブランドの特長、高品質、希少価値等を的確に伝えるためのパンフレットやチラシ等のデザインを制作する。

エ 周知・広報戦略の策定

上位ブランドの特長、高品質、希少価値等を広く消費者に知らせるための広告キャンペーンやプロモーション活動についての戦略を策定する。

(3) 第1及び第2段階検証業務

① 上位ブランド基準設定等

令和6年度の設立準備チームで設定した「メバチマグロ」の上位ブランド基準及び運用フロー等を参考に、「上位ブランド」となり得る可能性がある「本マグロ」と「キハダマグロ」の2種類について、上位ブランド基準案及び運用フロー等を設定し検証を実施する。

② 外部有識者(料理人、バイヤー等)への試食提供及びアンケート・意見聴取実施

ア 令和6年度の検証に参加した外部有識者等も含む、自社店舗等で高品質食材の販売や流通等を営み、また、なはまぐろの価値や可能性に興味を持つ外部有識者を県内から30社(者)程度選定すること。なお、外部有識者選定にあたっては、選定理由を含め、市と協議のうえ決定するものとする。

イ 上位ブランド基準を満たす「本マグロ」と「キハダマグロ」の水揚げ後、設立準備チームで選任した検査員の検査を経て、随時、外部有識者へ試食提供を行うものとする。なお、試食提供等は、月に2回以上を目標とする。

ウ 試食提供後、上位ブランドとしての鮮度や高品質及び高価値による高値取引や市場流通の可能性等を詳細に把握するため、アンケート及びヒアリング等による意見聴取を実施するものとする。

(4) 第3段階検証業務

第3段階検証では、(2)の「流通実証戦略」で設定した上位ブランドのコンセプトや付加価値について、消費者にどのように評価されるか、以下の実証による検証を行うものとする。

なお、第3段階においては、上位ブランドの無償提供を行わず、通常の仕入れ等によるテストマーケティングとする。なお、実証店舗に対しては、テストマーケティングの実施に関する報酬（委託費）を本事業により支払うものとする。

① 想定販売者の選定等

(4)②で選定された外部有識者の店舗等、「なはまぐろ上位ブランド」を取り扱うに相応しい想定販売者（県内5者程度）を選定する。なお、想定販売者の選定にあたっては、選定理由を含め、市と協議のうえ決定するものとする。

また、上位ブランド基準を満たした「メバチマグロ」「本マグロ」「キハダマグロ」は、水揚げ後に検査員の検査を経て、(2)②で定めた、パッケージ、シール等を貼付したうえで、随時、想定販売者へ届けるものとする。

② 消費者への提供及びアンケート・意見聴取実施

前述の想定販売者の店舗において消費者に対し上位ブランドとしての価値を踏まえた価格により商品の提供を行う。この場合、消費者の興味や購入意欲、上位ブランドの価値や魅力等を把握するため、以下のとおりアンケート及びヒアリング等の意見聴取を実施する。

ア 想定販売者

- ・実績報告（提供部位、商品概要、提供価格等）
- ・アンケート調査及びヒアリング聴取

イ 消費者（飲食店等）

- ・アンケート調査

③ その他

その他、第3段階における消費者向けの検証を有益なものとするために必要な取組事項について、市と設立準備チームへ提案し、協議を経て加えるものとする。

(5) 運営体制（協議会）の構築支援業務

① 認定スキームの整理

ア 検査方法

検査員の選定、認定基準、検査記録等、一連の検査の流れを整理する。

イ 証明方法

認定シール等の品質を保証する方法について整理する。

ウ 品質の管理

認定した上位ブランドの認定基準や品質の保持方法について整理する。

② 協議会の機能(役割)の整理

ア 組織体制

協議会及び事務局等、必要な組織体制を整理する。

イ 協議会の役割

漁獲、水揚げ、流通、販売の各段階での品質管理の徹底、高品質を維持等、協議会の役割を整理する。

ウ 漁業関係者の役割

品質の保持、トレーサビリティ、漁獲状況、水揚げ状況の見える化等に関する必要な取組について整理する。

エ 流通関係者の役割

品質の保持、上位ブランドの販路開拓、流通方法等に関する必要な取組について整理する。

オ 収支計画

協議会及び事務局の必要な経費について整理する

③ 運営マニュアルの作成

①及び②について、関係者と協議し整理した後に、8年度の実証事業に向けた運営マニュアルを作成する。

(6) 費用負担

第1から第3段階検証にかかる部位購入、箱、配送、シール、プロモーション等の費用については、本事業で負担するものとする。なお、本仕様で示されず本事業の遂行に関し必要なものについては、随時、協議を行い決定するものとする。

(7) 関係者調整

本事業への理解促進及び協力体制を整えるため、必要があれば適宜個別説明や全体説明会等を実施し、円滑に業務が進むよう調整を行うこと。

(8) 検証事業管理

本事業にかかる問い合わせや対応が必要な事項については、市との協議を踏まえて、適切な対応を行うこと。

(9) 令和8年度の「なはまぐろ上位ブランド流通実証」に向けた提言

本事業を通して「流通実証戦略」をブラッシュアップしたうえで、市及び設立準備チームに対し、令和8年度の「なはまぐろ上位ブランド流通実証」につなげる提言をすること。

(10) 事務管理業務

① 実施計画の策定

業務実施方針及び業務内容、事業スケジュール、業務責任体制等を示した実施計画を策定すること。

② 業務責任体制の明確化等

本事業の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者及び作業者を定めるとともに、業務責任体制を示すこと。本事業の期間中は、専任の担当者（委託者との連絡調整担当者）を配置すること。

なお、業務責任体制に欠員が生じた場合は、速やかに同等又はそれ以上の経歴を有する代替者を充てられる体制を整えること。

③ 会議の開催

業務進捗状況の定期報告、必要に応じて協議を目的とした会議を適宜開催すること。

④ 許認可手続

本事業の実施に必要な法令や条例等の規定に基づく申請や許認可手続きは、原則として受託事業者が行うこと。

⑤ 資料等の整備と保存

本事業で使用した資料等を整理し保存すること。

⑥ 業務完了報告

本事業が完了したときは、本市の確認を経て、次の成果物を速やかに提出すること。

- ・実施計画書（紙1部及び電子データ1式）
- ・業務完了報告書（紙1部及び電子データ1式）

⑦ リスク管理

想定されるリスクを抽出し、これの適切な管理及び対応を行うこと。

5 令和7年度の業務スケジュール（案）

項 目	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
(1) 設立準備チーム 運營業務		●-----→										→
(2) 流通実証戦略策 定業務		●-----→										
(3) 第1段階・第2段階検証(本マグロ、キハダマグロ)												
①基準設定等(本マグロ)		●-----→										
①基準設定等(キハダ)		●-----→										
②外部有識者(料理人等) への試食提供及びアンケ ート・意見聴取実施 ※月2回目標		●-----→										
(4) 第3段階検証(メバチマグロ、本マグロ、キハダマグロ)												
①想定販売者の選定等					●-----→							
②消費者への提供及びア ンケート・意見聴取実施					●-----→							
(5) 運営体制（協議会）の構築支援業務												
①認定スキームの整理		●-----→										→
②協議会の機能(役割)の 整理		●-----→										→
③運営マニュアルの作成		●-----→										→
(7) 関係者調整		●-----→										→
(8) 検証事業管理		●-----→										→
(9) R8 流通実証に向 けた提言												●→
業務完了報告												●→

6 業務実施における留意事項

(1) 資料の提出及び説明等の協力について

本業務は沖縄振興特別推進市町村交付金を活用するものであり、交付金の適正な執行を確認するため、本仕様書に定める成果物以外にも必要に応じて資料の作成やエビデンスを求める場合がある。その際は求めに応じ、積極的に協力すること。

(2) 経費対象

本業務の実施に係る一切の経費（調査費、消耗品費、通信運搬費等）は委託の請負契約金額に含む。また、経費支出に係る帳票等（見積書、契約書、納品書、請求書等）は、本市からの照会対応として契約期間終了後5年間は整理保存すること。

(3) 契約不適合責任等

本市に引き渡した報告書等の成果物の内容についての不適合（不備）が認められる場合において、引き渡しを受けた後1年以内にその旨を通知したときは、履行の追完の請求、代金の減額請求、損害賠償の請求及び契約の全部または一部を解除することができるものとする。

(4) 業務適用範囲の確認

本仕様書に記載の無い事項であっても、その他の甲が必要と認める業務、または社会一般に実施される業務項目は、本業務の範囲とする。なお、当該項目について疑義があるときは、

受託者は本市と協議することが出来る。

(5) 業務成果の帰属等

① 知的財産権等の帰属

本業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権は、原則として那覇市へ帰属する。

② 著作権や知的財産権等の処理

第三者の著作権や知的財産権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとし、那覇市は責任を負わない。

(6) 双方協議

本業務の実施にあたり、疑義等が生じた場合は、双方協議の上決定する。

以上